

別冊（参考資料）

- ・ 議題4 . . . p 1 ~ 7

法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇

漁業権者：〇〇漁業協同組合

年 月 日：〇年〇月〇日

部署及び担当者氏名：

チェック項目	合理的理由の有無 (注4)	該当する場合に 「✓」	判断の根拠 (注5)
1 資源管理の状況等の報告	/		
漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている(注1)			
2 法第91条第1項第1号の判断基準			
(1) 漁業関係法令を遵守している			
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している			
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である			
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる			
(5) 資源管理を適切に実施している			
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)			
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない			
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない			
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない			
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない			
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている			
(12) その他			
3 法第91条第1項第2号の判断基準	/		
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)			
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注4)			
(3) 漁場の全てを利用している(注4)			
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている			
(5) その他			
4 評価	問題なし/指導		
評価理由	・・・		

- ※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。
- ※ チェックの結果、チェックが欠けている場合には、原則として改善されるよう法第91条に基づく指導を行うとともに、改善状況について、以下の様式を用いて確認する。
1つ以上空欄があるにもかかわらず、「問題なし」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。
- ※ チェックの結果、指導・勧告を受けたとしても、それが改善されれば「適切かつ有効」と判断される。
- (注1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。
- (注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。
- (注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。
- (注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。
- (注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

5 指導の状況（指導の日 ○年○月○日 部署及び担当者氏名 ○○課 ○○ ○○）

指導の内容	例：○年○月○日・・・
改善状況	例：○年○月○日・・・
評価・理由	改善／勧告 例：○年○月○日に現地で状況を確認したところ、改善が認められた。 ○○○について、改善に取り組んでいる。

6 勧告の状況（勧告の日 ○年○月○日 部署及び担当者氏名 ○○課 ○○ ○○）

勧告の内容	例：○年○月○日・・・
改善状況	例：○年○月○日・・・
評価・理由	改善／取消し・行使の停止 例：○年○月○日に現地で状況を確認したところ、改善が認められた。 ○○○について、改善に取り組んでいる。

漁業法第90条にかかる資源管理の状況等の報告について

【概要】

漁業法第90条の規定により、漁業権者は年に1回以上、資源管理の状況等の報告が義務付けられています。また、海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をする必要があります。

また、法第91条では、都道府県知事は、漁業権者が以下のいずれかに該当すると認める場合、漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとされています。

- ① 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、または海洋環境の悪化を引き起こしているとき
- ② 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

【確認方法】

- ・資源管理の状況等の報告（別添資料とりまとめ）
- ・漁協（支所）へのヒアリング（令和4年9月5日～9月28日までに実施）

【確認結果】

資源管理の状況等の報告および漁協へのヒアリングの結果を総合的に判断した結果、以下のとおり。

	共同漁業権	区画漁業権	定置漁業権
全漁業権数	3	492	
適切かつ有効に活用	3	349	
協議等が必要	0	143	

【指導内容について】

① ノリ養殖区画・上漁場

(指導先)

支所	漁業権番号	養殖の種類
諸富支所	有区 1007 号	ノリひび建て
早津江支所	有区 1019 号、1085 号	ノリひび建て
大詫間支所	有区 1001 号、1002 号、1003 号、1008 号、1020 号、	ノリひび建て
東与賀支所	有区 1119 号、1129 号、1138 号、1280 号	ノリひび建て
佐賀市支所	有区 1131 号、1139 号、1140 号、1144 号	ノリひび建て
久保田支所	有区 1130 号、1152 号、1153 号	ノリひび建て

(指導内容)

現在、2 割の減柵に充てている漁場については、2 割減柵の考え方について検討してもらいたい。そして、今後は漁場を消滅させる、区画を再設定する、入漁などによる行使者を増やす等の協議を行い、報告を行うこと。

②沖漁場・国営干拓前

(指導先)

支所	漁業権番号	養殖の種類
諸富町支所	有区 1039 号	ノリひび建て
白石支所	有区 1216 号	ノリひび建て
新有明支所	有区 1228 号	ノリひび建て
鹿島支所	有区 1227 号、1247 号	ノリひび建て

(指導内容)

色落ち被害が発生しやすい海域であるが、過去 5 年以上行使が見られていない。今後の活用方法について漁協内で検討し、検討結果を県まで報告すること。

③貝類養殖・第1種区画】

(指導先)

支所	漁業権番号	養殖の種類
大詫間支所	有区 3025 号、3026 号、3027 号	もがいひび建て
大浦支所	有区 2001 号、2011 号	かきひび建て
鹿島支所	有区 2002 号～2007 号、2009 号	かきひび建て

(指導内容)

ひび建ての実態が確認できず、過去 10 年以上行使が見られていない。今後の活用方法について漁協内で検討し、検討結果を県まで報告すること。

④貝類養殖・第3種区画

(指導先)

支所	漁業権番号	養殖の種類
全支所	有区 4003 号、4008 号、4026 号、4028 号、4035 号、4041 号、4046 号、4047 号、4058 号、4063 号、4064 号以外の全区域	あさり養殖
全支所	有区 5049 号、5050 号、5053 号以外の全区域	あげまき養殖

(指導内容)

今後の活用方法について漁協内で検討し、検討結果を県まで報告すること。

昭和二十四年法律第二百六十七号

漁業法（抜粋）

（資源管理の状況等の報告）

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

（指導及び勧告）

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

令和二年農林水産省令第四十七号

漁業法施行規則（抜粋）

（資源管理の状況等の報告）

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権の種類及び免許番号
- 二 報告の対象となる期間
- 三 資源管理に関する取組の実施状況
- 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 六 その他必要な事項

3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。